

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定，届出等に関する事務処理要領について（概要）

（平成元年10月24日 鹿交企第143号）

本通達は，道路交通法に基づく緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定，届出等に関する内容を定めたものである。

本通達の主な内容は，

- 指定の具体的取扱い
- 届出の具体的取扱い
- その他の取扱い
- 指定申請及び届出の専決

等である。